

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路

太間排水機場 主ポンプ設備エンジン補修工事（4号機）

1. 随意契約理由

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水時に河川水の強制排水を行う施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事は、太間排水機場の No4 主ポンプ設備のエンジンについて長寿命化計画に基づき、分解整備などの補修工事を行うものである。

当該設備は、本機場向け特注製作の設備であり、製作者が固有又は独自に開発した技術等が採用されていることから、本工事の内容であるエンジン設備の点検・整備を行い、運転性能を保証するには、本設備の設計・製作技術に関する知見と高度な診断・業務実施能力が必要である。また、非出水期の短期間に工事を完了させる事が必要であり、不具合発見時には早急な対応が必要となる。

以上のことから本設備の製作会社であるダイハツディーゼル株式会社のメンテナンス部門であるダイハツディーゼル株式会社エンジニアリングセンターが本工事を確実に実施できる唯一の者であるため、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同者と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。